

新エネルギー機器（防災・減災対応型）の設置に補助金交付 申請は機器の設置前に

市では、創エネ・蓄エネ・省エネ機能がある「スマートハウス」の普及促進に向け、新エネルギー機器設置事業に対して補助金を交付しています。この機器は、環境への負荷が少なく、地球温暖化防止につながり、非常用電源としても利用できます。多様なエネルギーの活用に向けた皆さんの取り組みを支援します。

生活環境課
☎995-1816



対象となる方

対象となる機器を設置する方で、次のいずれかに該当する方

- ・市内に住んでいる方または住む予定の方が、本人が住むために市内の住宅に設置する場合
 - ・市内に事業所がある事業者か市内に事業所を設置予定の事業者が、市内の事業用建物に設置する場合
 - ・区が集会所に設置する場合
- ※市税などの滞納がある場合や集合住宅の共有部分で電力を使用する場合は、補助を受けられません。

設置工事を始める前に申請を

対象機器の設置工事に着手する前に、生活環境課にある所定の申請書に必要書類を添えて申請してください。申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

- ※機器を設置した後に申請しても受け付けできません。予算額に達した時点で受け付けを終了します。



補助対象機器と補助額

※①～⑥の対象機器を同時に3点以上新規で設置した場合は、上乗せで3万円の補助が受けられます。

対象機器	概要	補助金額
① 太陽光発電システム	住宅などの屋内で使う電気を、太陽光エネルギーからつくるのに必要な機器で構成されるシステム	住宅用 ▶ 一律5万円（3kW以上10kW未満に限る） 事業所用 ▶ 出力1kWあたり3万円（上限20万円）
② 太陽熱高度利用システム	住宅などの屋根に設置し、集熱媒体を循環させる太陽集熱器などで構成され、給湯や冷房に利用可能なシステム	3万円
③ 蓄電池システム	電気を蓄える機器	1機につき10万円
④ 住宅向け給電機能付き電気自動車等充電器（ビークル・トゥ・ホーム）	EV（電気自動車）やPHV（プラグイン・ハイブリット）などに貯めた電力を、分電盤などを通じて家庭と双方向でやりとりするためのシステム	1機につき5万円
⑤ 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	家庭の家電などのエネルギー消費の効率化を図るシステム	一律1万円
⑥ 燃料電池システム（エネファーム）	都市ガスやLPガスから取り出した水素と、酸素との化学反応で発電し発生した熱を給湯に活用するシステム	10万円

補助金の交付が受けられるのは、1世帯、1事業者につき1回限りです。事業者が③蓄電池システム、④住宅向け給電機能付き電気自動車等充電器を設置する

場合は、回数に関係なく1事業者につき5台まで受けられます。